

Deloitte.

ニュースレター 税金と税関

2023年8月発売

2行のストーリータイトル
ロレム・イプサム

2行のストーリータイトル
ロレム・イプサム



MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS
Since 1845

今月号のハイライト:

税務行政

- 通達08/2023/TT-NHNN:非政府保証付き対外融資の注目すべき変更点

法人所得税

- 工業団地に立地する新規投資プロジェクトに対するCITインセンティブ
- 業界プロジェクトを支援するための金銭的およびその他の収入に対するCITインセンティブ

イミグレーション

- 決議第127号および第128号:電子ビザ、滞在許可証、ビザ免除に関する新しい規制

個人所得税

- 個人の海外源泉所得に関する個人所得税申告書
- 社員旅行費用及び従業員へのインセンティブ支給に関するPIT

外国契約者の源泉徴収税

- 外国船会社の集荷と支払いを処理するための外国請負業者源泉徴収税

間接税

- 売り手は、不適切な仕様と品質のために買い手が返品した商品に対して請求書を発行します
- 政令第15/2022/ND-CP号に基づく取引割引請求書
- 遅延した進捗に対して請負業者が支払った領収書
- 海外の事業体や個人に提供され、ベトナム国外で消費されるソフトウェアサービス
- 割引券の販売に対するVAT処理
- 取引割引のVAT請求書
- 本社所在地以外の州での工場リース活動に対するVAT申告

貿易と税関

- 文化体育観光部管理下の輸出入貨物一覧
- 保税蔵置場から輸出製造のために国内市場に輸入される貨物の通関手続及び関税に関する指導
- National Single Window systemによる原産地証明書フォームAK/KV/VKの申告と確認に関するガイドダンス
- ASEAN統一関税命名法の補足説明ノート2022
- 輸出入通関手続きの現地対応指導

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



税務行政 新しい規制

通達第08/2023/TT-NHNN:非政府保証付き 対外融資の注目すべき変更

2023年6月30日、ベトナム国家銀行は、非政府保証付き対外融資の条件を規定する通達第08/2023/TT-NHNN号(以下「通達08」)を導入しました。2023年8月15日より、本回覧は、2024年1月1日に発効する短期対外融資限度額を除き、通達第12/2014/TT-NHNN号に代わるものです。主な改訂点は次のとおりです。

1.短期ローンの使用:

短期借入金の限度額は、(1)対外債務の再編、(2)短期債務(国内貸付金元本を除く)の現金返済の円滑化を対象としています。借り手は、承認された目的を文書化する必要があります。

2.「その他のプロジェクト」の包含:

借り手は、公式に規制された投資プロジェクトとは異なり、合法的かつ正当な「その他のプロジェクト」に外国ローンを使用することができます。

3.ローン口座の使用:

借り手は、1回または複数回の預金を指定することなく、引き出した未使用のローン口座資金を信用機関または外国銀行の支店に最大1か月間一時的に預けることができます。

4.対外借款資本計画の強化

外国借款の資本使用計画に関するより明確なルール、概念、内容、および資本使用要求のリストを網羅する。

5.外貨借入

対外融資は通常、外貨を使用しますが、マイクロファイナンス機関、特定の外国直接投資シナリオ、ドンで決済された対外債務による資本の引き出しなど、ベトナムドンの特定のケースは例外です。

6.外国ローン限度額の追加:

6.1. 信用機関の場合: 短期対外貸付限度額は、単独資本に対する短期の残高元本総額(商業銀行は30%、外国銀行支店およびその他の信用機関は150%)に関連しています。

6.2. 信用機関以外の借り手の場合:

- i. **投資プロジェクトローン:** 公式の投資文書による投資プロジェクトの総資本と投資家の拠出資本の差額に限定されます。
- ii. **ビジネスローンまたはその他のプロジェクトローン:** 借り手の計画に関連する中長期の国内および海外ローンの未払い債務額は、承認されたローン需要の総額を超えてはなりません。
- iii. **債務再編ローン:** 既存の対外債務の再編には、新規の対外借款が中長期の場合、借入額の制限や返済スケジュールなどの条件が適用されます。

6.3. ローン限度額の為替レート:

借り手は、ローン契約に署名したり、ローンの使用/借り換え計画を準備したりする際に、財務省(国庫)の為替レートを適用する必要があります。

(2023年6月30日付Circular No. 08/2023/TT-NHNN、ベトナム国家銀行発行)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



法人所得税 ガイダンス裁定

工業団地に立地する新規投資プロジェクトに対するCITインセンティブ

法的地位が不完全な工業団地(またはまだ承認申請中)で実施される新規投資および拡張プロジェクトは、場所別のCITインセンティブの対象にはなりません。

(2023年7月27日付バクニン省発行書簡第2876号/CTBNI-TTHT)

業界プロジェクトを支援するための金銭的およびその他の収入に対するCITインセンティブ

企業が適格セクターの条件を満たすことによりCITインセンティブの対象となる投資プロジェクト(つまり、サポーティングインダストリープロジェクト)を持っている場合、サポーティングインダストリー製品のスクラップや廃棄物の販売による収入、適格セクターの収益と費用に直接関連する為替差額、オンデマンド預金の利子、および適格セクターに直接関連するその他の収入もCITインセンティブの対象となります。

(2023年7月25日付バクニン省発行書簡第2848号/CTBNI-TTHT)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



間接税 ガイダンス裁定

売り手は、不適切な仕様と品質のために 買い手が返品した商品に対して請求書を 発行します

2023年1月1日より前に購入され、8%の軽減VAT税率が適用され、不適切な仕様および品質のために2022年12月31日以降に購入者が返品した商品に関しては、売り手はそのような商品の請求書を8%のVAT率で発行します。

政令第15/2022/ND-CP号に基づく取引割引請 求書

2022年にVAT税率8%で販売された商品に取引割引が適用されたが、取引割引の請求書が2023年1月1日以降に発行された場合:

- 2022年12月31日以降の最後の購入または次の期間に割引を適用する場合、販売された商品の割引額は、請求時に課税対象価格と適用されるVAT率を反映するように調整する必要があります。
- 2022年12月31日以降のディスカウントプログラム(期間)の終了時にディスカウントが適用される場合、出品者は新しい請求書を発行してディスカウント額を調整し、販売時に8%のVAT率を適用する必要があります。

(2023年7月19日付ホーチミン市税務局発行のOfficial Letter No. 8999/CTTPHCM-TTH)

遅延した進捗に対して請負業者が支 払った領収書

請負業者が進捗を遅らせ、投資家が期限の延長に同意した場合:

- 契約で発生した関連費用が契約金額に考慮されることが明記されている場合、進捗を遅らせた場合の上記の費用はVATの対象となります。
- 契約書において、発生した関連費用を補償金とみなす旨が明記されている場合、会社は、当該補償金を回収する際に、規定に従って受領証書を発行します。

(2023年7月19日付ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 53492/CTHN-TTHT)

海外の事業者や個人に提供され、ベトナム 国外で消費されるソフトウェアサービス

海外の事業者や個人に直接提供され、ベトナムの領土外で消費されるソフトウェアサービスは、以下の書類で裏付けられている場合、0%のVATが課せられます。

- 海外の事業者または個人、または非関税地域に所在するサービス契約。
- 銀行経由の輸出サービスの支払い証明書、および必要に応じてその他の書類。

(2023年7月19日付ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 8999/CTTPHCM-TTH)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



間接税 ガイダンス裁定

割引券の販売に対するVAT処理

商業規制に従って顧客向けのプロモーションプログラム(割引バウチャーの販売)を実施する会社は、VAT請求書の発行や税金の申告は不要ですが、領収書/支払いバウチャーの発行は必要です。

顧客が伝票を使用して商品やサービスを購入する場合、仕入先はVAT請求書を発行し、規制に従って販売された商品に対してVATを申告する必要があります。

(2023年7月31日付ハノイ税務局発行の
Official Letter No. 54963/CTHN-TTHT)

取引割引のVAT請求書

会社が顧客に取引割引を提供する場合、割引が適用された後の販売価格を使用してVATが計算されます。

- 取引割引が商品やサービスの数量または販売に基づいている場合、割引の金額は、最後の購入または次の購入の請求書で調整する必要があります。
- 販売プログラム(期間)の終了時に取引割引が適用される場合は、調整対象の請求書番号、調整金額、および関連する税額の一覧とともに、VAT調整請求書を発行する必要があります。

(2023年8月2日付Official Letter No. 3292/TCT-
CS issued by General Tax Department)

本社所在地以外の州での工場リース活動に対するVAT申告

本社所在地以外の省で行われる工場リース活動からのVATは、会社の他の事業活動とともに申告する必要があります。VAT申告書は、本社が所在する州の税務当局に提出する必要があります。

会社は、これらの活動が実施される州の税務部門に支払うべきVATを個別に申告して割り当てる必要はありません。

(2023年7月5日付ハノイ税務局発行のOfficial
Letter No. 47362/CTHN-TTHT)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

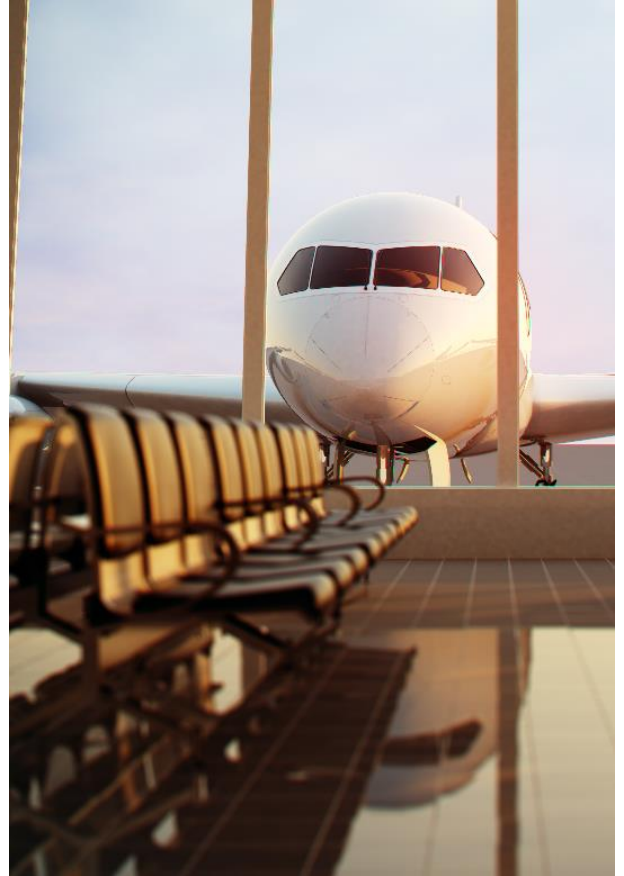
イミグレーション 新しい規制

決議第127号および第128号:電子ビザ、滞在許可証、ビザ免除に関する新しい規制

ベトナム政府は最近、2023年8月15日から、ベトナムの電子ビザまたはビザ免除/ビザ免除を利用してベトナムに入学する外国人の滞在許可に関する特定の規制を発行しました。

したがって、電子ビザの滞在許可(複数回入学可能、最長90日間有効)は、**すべての国と地域**からの移民に適用されます(以前は1回の入学で30日間)。

上記の決議は、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、イタリア共和国、スペイン王国、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、ロシア連邦、日本、大韓民国を含む多くの国および地域の市民のビザ免除/ビザ免除に関する決議第128/NQ-CP号(8月14日発行)に付随しています。デンマーク王国、スウェーデン王国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、ベラルーシ共和国は、現在の15日間の規制から**最大45日間に滞在許可を延長**します。



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



個人所得税 ガイダンス裁定

個人の海外源泉所得に関する個人所得税申告書

個人が事業者登録をしていないが、コンサルティング業務を行うためのサービス契約を結んでいる場合、この契約から受け取る報酬は給与所得と見なされるものとします。

海外から給与所得を得ているベトナムの税務上の居住者は、税務当局に直接PITを申告する必要があります。

(2023年8月4日付ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 56955/CTHN-TTHT)

社員旅行費用及び従業員へのインセンティブ支給に関するPIT

労働協約に概説されているように、従業員のグループが関与する社員旅行で発生した費用は、支払いの詳細が一般的であり、個人に帰属しない場合、PITに基づく課税所得が免除されます。

ただし、受取人の名前が明示されている社内の特定の従業員に支給されるインセンティブの支払いは、課税所得と見なされ、PITの対象となります。

(2023年7月20日付ビンズン省発行書簡第15904号/CTHN-TTHT)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



外国契約者の源泉徴収税 ガイダンス裁定

外国船会社の集金・支払処理における外国請負業者の源泉徴収税

会社が代理店として機能し、外国船会社に代わって集荷と支払い活動を管理する場合:

- 外国船会社の国際貨物の場合:
- ✓ FCWT – VAT部分: VATの申告、計算、支払いの対象にはなりません。
- ✓ FCWT – 外国からベトナムへのルートの運賃は、CITの申告、計算、および支払いから免除されます。ただし、ベトナムから外国への路線の運賃は、所得税の申告、計算、および収益に対する2%の税率での支払いの対象となります。
- 外国の船会社から受け取った会社の手数料は、CITの申告と支払いの責任を負いますが、VATを申告または支払う必要はありません。
- 集荷伝票を通じて外国船会社に代わって行われる支払いは、会社が外国船会社から代理支払いを受け取った場合、VAT申告および支払いが免除されます。
- 外国船会社に代わって会社が申告し、支払ったFCWTのVAT部分は、仕入VATとして請求することはできません。

(2023年7月18日付ハイフォン税務局発行の
Official Letter No. 3794)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



貿易と税関 新規制ガイダンス裁定

文化体育観光部管理下の輸出入貨物一覧

2023年8月9日、文化体育観光省は、HSコードを持つ輸出入貨物(管理下)のリストを規制する通達第09/2023/TT-BVHTTDL(以下「通達09」)を発行しました。

回覧09に添付されているリストには、以下のものが含まれます。

- ライセンスの対象となる輸出/輸入品のリスト。
- 条件の対象となる輸出/輸入品のリスト。そして
- 輸出入禁止品一覧

2023年10月6日より、通達第09号が正式に発効し、通達第24/2018/TT-BVHTTDL号に置き換わります。

(文化体育観光部発行2023年8月9日付通達第09/2023/TT-BVHTTDL)

保税蔵置場から輸出製造のために国内市場に輸入される貨物の通関手続及び関税に関する指導

税関総局によると、輸出製造のために保税倉庫から国内市場に商品が輸入される場合(およびこれらの商品は、加工および製造目的で以前に輸入された商品に由来する)、現地の税関は、2022年11月14日付の公式レター No.4826/TCHQ-GSQLのガイダンスに従って、税関手続きと関税ポリシーを実施する必要があります。

具体的には：

- 通関手続きは、海外から国内市場に輸入された商品に対して採用されたものと同じで、関連する通関モードを使用します。そして
- 輸入関税とVATは、規制条件が満たされている場合、輸出製造のために保税倉庫から国内市場に輸入された商品に対して免除されます。

(税関総局発行の2023年7月18日付Official Letter 3735/TCHQ-TXNK)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

貿易と税関 ガイダンス裁定

National Single Window systemによる原産地証明書フォームAK / KV / VKの申告とチェックに関するガイダンス

2023年7月20日、税関総局は、現地の税関当局に次のことを要求するための公式書簡 No. 3790/TCHQ-GSQL を発行しました。

- 輸入通関時にC/Oが利用できるかないかのいずれかで、電子および紙の輸入税関申告書に原産地証明書(「C/O」)フォームAK/KV/VKの情報を申告するよう申告者に案内する。そして
- National Single Window systemを介してC/OフォームAK / KV / VKの宣言された情報を受信、検証、および処理するためのステップバイステップの手順に従ってください。

(税関総局発行の2023年7月20日付Official Letter No. 3790/TCHQ-GSQL)

ASEAN統一関税命名法の補足説明ノート2022

2023年7月24日、税関総局は、ASEAN統一関税命名法(AHTN)の補足説明書(SEN)の発行を通知するOfficial Letter No. 3866/TCHQ-TXNKを発行しました。

SEN 2022は、2022年6月8日付通達第31/2022/TT-BTC号に同封されたベトナムの輸出入命名法2022に基づく輸出入品の分類の参照ガイドとして使用するために開発されました。

(税関総局発行の2023年7月24日付Official Letter No. 3866/TCHQ-TXNK)

輸出入通関手続きの現地対応指導

2023年8月8日、税関総局は、現地輸出入手続きに関する事業者団体からの問い合わせや勧告に対応するため、Official Letter No. 4146/TCHQ-GSQLを発行しました。

要約すると：

- 政令第08/2015/ND-CP号第35条第1項cに規定された現地輸出入手続きを行うには、外国人貿易業者(ベトナム企業との売買取引に関与し、別のベトナム企業への良好な配送を指定する)は、「ベトナムに存在しない」という条件を満たす必要があります。
- GDCは、現地での輸出入手続きを包括的に評価する必要性を認識し、商取引(商品が物理的にベトナムの領土を離れることなく行われる)の性質に合わせて、規制の適切な改正と補足を提案することを目的としています。
- 政令第08/2015/ND-CP号第35条第1項cの規制は変更されないという事業者団体の提案は、GDCによって、商取引、対外貿易管理、および商取引の性質を規定する法的根拠と一致していないと見なされています。

(税関総局発行2023年8月8日付Official Letter No. 4146/TCHQ-GSQL)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



Contact Us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com



Tat Hong Quan
Tax Partner
+84 28 7101 4341
quantat@deloitte.com



Vu Thu Ha
Tax Partner
+84 24 710 50024
hatvu@deloitte.com



Dang Mai Kim Ngan
Tax Partner
+84 28 710 14351
ngandang@deloitte.com



Bob Fletcher
Director, Trade and Customs
+84 28 7101 4398
fletcherbob@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da
District, Hanoi, Vietnam
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square
Building, 57-69F Dong Khoi
Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.